

資料－１

令和６年１２月１６日
奄美大島海区漁業調整委員会資料

浮魚礁敷設承認申請について（協議）

魚
浮漁礁敷設承認申請書



令和 6 年 10 月 30 日

奄美大島海区漁業調整委員長 殿

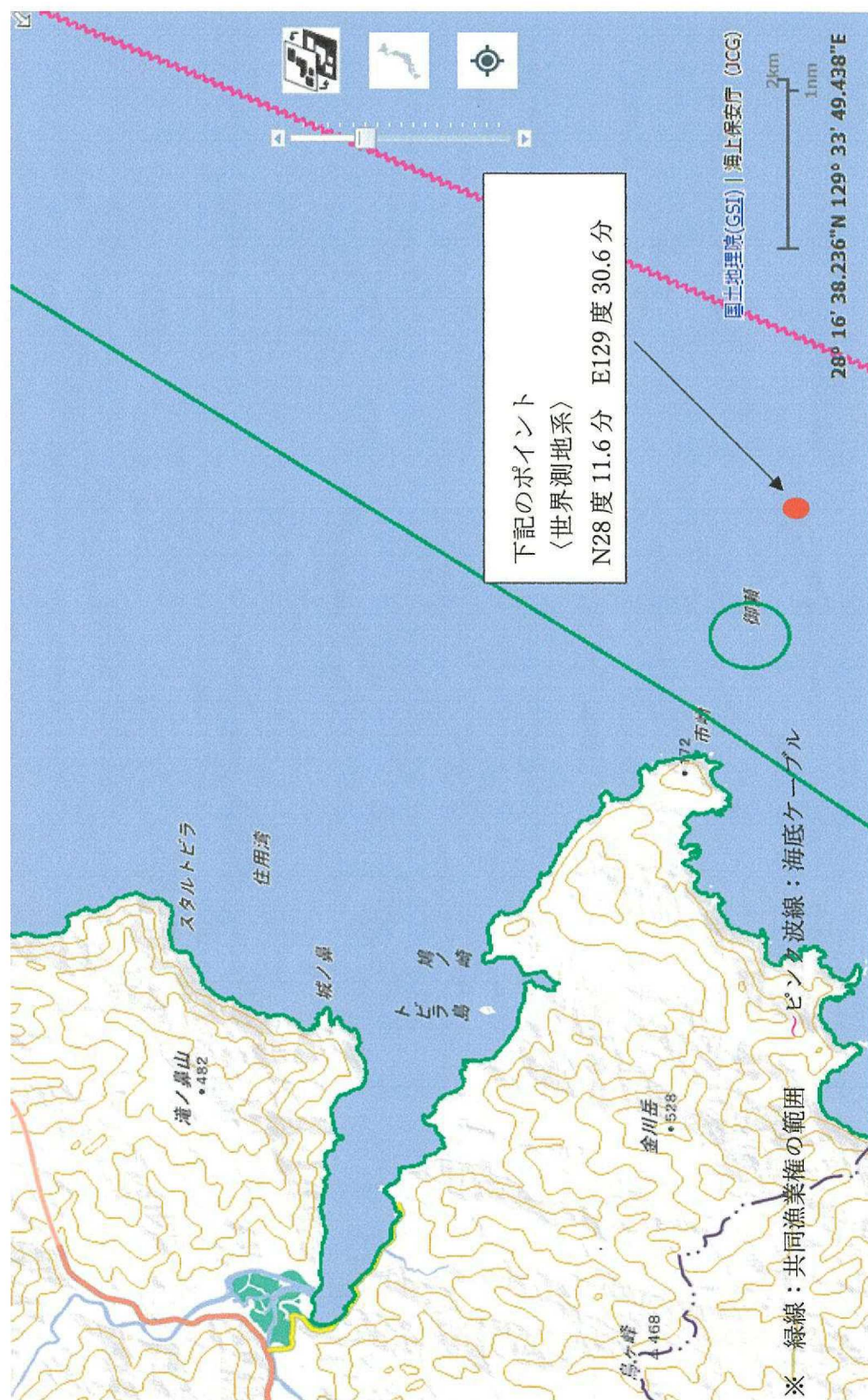
奄美市住用町西仲間
住用漁業集落
代 表 田 中 義

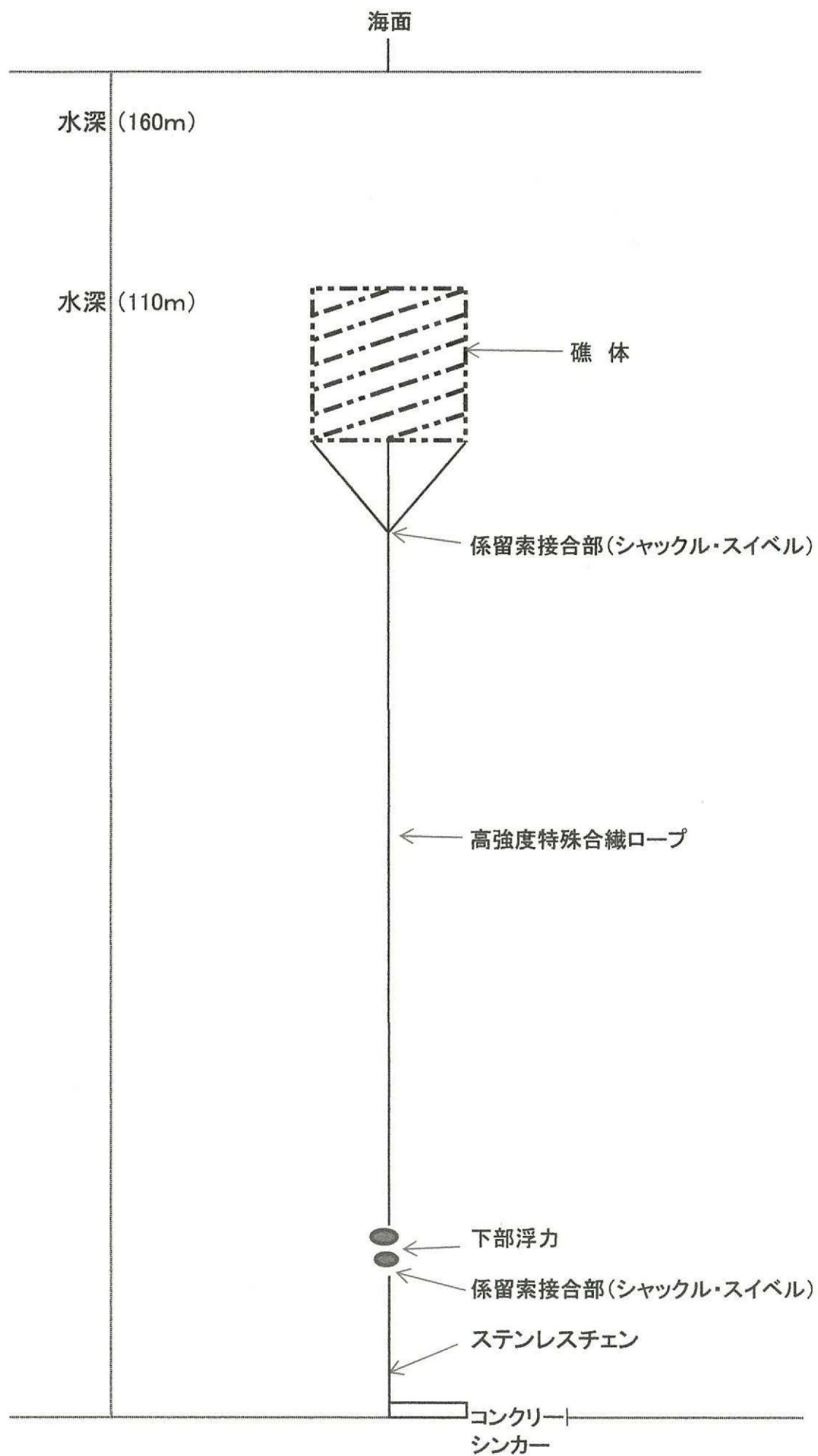
奄美大島海区漁業調整委員会指示第 4-2 号の 1 の (1) の規定により、浮漁礁の施設の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 魚
中層魚礁を計画的に増設することで沖合からの回遊魚を住用湾へ誘導し、操業率の向上により漁獲の増大で収入・所得増及び漁業の振興を図る。
- 2 水深 150m~200m
世界測地系 北緯 28 度 11.6 分、東経 129 度 30.6 分
- 3 魚
中層魚礁の敷設期間
令和 6 年 1 月以降 (奄美海区漁業調整委員会承認後から)
- 4 対象魚種
マグロ類、サワラ、シイラ、カツオ、スマガツオ
- 5 操
創業の方法
一本釣り、曳き縄
- 6 操業者数
約 25 隻

敷設位置図





すみよう漁業集落における中層漁礁の管理体制

すみよう漁業集落が敷設する中層漁礁の管理体制及び管理責任については、以下のとおりとする。

1 管理組織

① 中層漁礁管理責任者及び担当者（以下「管理責任者」という。）

（職務）敷設した中層漁礁の管理監督を行い、その責任を負う。

管理責任者及び担当者 すみよう漁業集落代表 田中 義人

② すみよう漁業集落構成員（以下「構成員」とする。）

（職務）中層漁礁の状況等について、適宜、管理担当者への報告を行うと共に、指示を受け適正な管理に努める。

すみよう漁業集落構成員 25 名

2 管理体制

漁業集落は、中層漁礁の効果及び状況の把握に努める。

3 中層漁礁に係る管理責任及び第三者への損害発生時の補償等

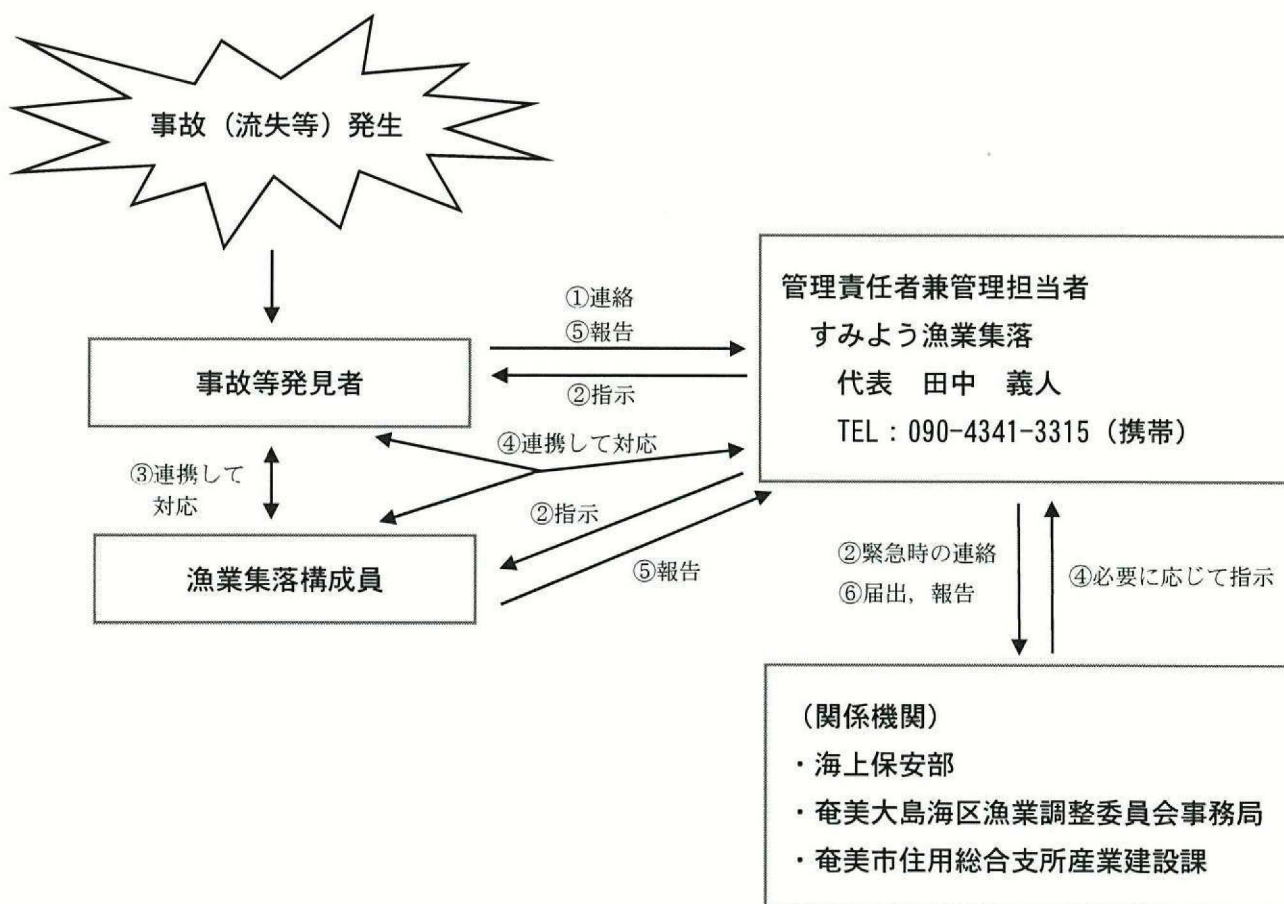
当該中層漁礁については、管理責任者及び構成員が責任をもって維持管理し、当該中層漁礁が原因となる事故により第三者に損害を与えた場合は、管理責任者及び構成が、その損害について責めを負うものとする。

令和6年10月31日

すみよう漁業集落 代表者 田中 義人

(別紙)

事故発生時の対応フロー



- ① 事故等発見者（以下「発見者」という。）は、管理責任者兼管理担当者に連絡する。
- ② 管理責任者兼管理担当者は、発見者及び漁業集落構成員（以下「構成員」という。）に対し対応について指示する。
緊急の必要がある場合は、海上保安部及び奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）及び市町村に連絡する。
- ③ 発見者と構成員は、管理責任者兼管理担当者の指示に基づき、事故被害の復旧、流失中の浮魚礁の搜索等について連携して対応する。
- ④ 管理責任者兼管理担当者は、海上保安部、委員会から指示を受けた場合は、その指示に従い、発見者、構成員等と連携して対応する。
- ⑤ 発見者及び構成員は、事故被害の復旧等に係る対応結果を管理責任者兼管理担当者に報告する。
- ⑥ 管理責任者兼管理担当者は、浮魚礁が流失した場合には、委員会指示に基づき、海上保安部及び委員会に届出を行うとともに、市町村にも報告する。

令和6年10月24日

奄美漁業協同組合 御中

奄美市住用町西仲間 72 番地 9

すみよう漁業集落代表者 田中 義人

平素より当集落の事業運営並びに活動について各段なるご高配を賜り深く感謝申し上げます。さて、下記のとおり令和6年度離島漁業再生支援事業の取り組みとして、中層漁礁の設置を計画しておりますので、ご同意していただきますよう宜しくお願い致します。

記

1. 目的 中層漁礁を計画的に設置することで沖合からの回遊漁を住用湾へ誘導し、操業率の向上により漁獲の増大で収入・所得増及び漁業の振興を図る。
2. 設置位置（推進 150m～200m）
〈世界測地系〉：北緯 28 度 11.6 分，東経 129 度 30.6 分
別紙 位置図参照
3. 設置期間 令和7年1月以降

同 意 書

上記について下記条件を付して同意します。

条 件

- ・航行の妨げになることのないよう十分に注意すること。
- ・事故等が発生した際には、すみよう漁業集落の責任で対応すること。

令和6年10月24日

奄美市住用町大字西仲間 72-9

奄美漁業協同組合 代表理事組合長 柊田 謙

令和6年10月24日

名瀬漁業協同組合 御中

奄美市住用町西仲間 72 番地 9

すみよう漁業集落代表者 田中 義人

平素より当集落の事業運営並びに活動について各段なるご高配を賜り深く感謝申し上げます。さて、下記のとおり令和6年度離島漁業再生支援事業の取り組みとして、中層漁礁の設置を計画しておりますので、ご同意していただきますよう宜しくお願い致します。

記

1. 目的 中層漁礁を計画的に設置することで沖合からの回遊漁を住用湾へ誘導し、操業率の向上により漁獲の増大で収入・所得増及び漁業の振興を図る。
2. 設置位置（推進 150m～200m）
〈世界測地系〉：北緯 28 度 11.6 分，東経 129 度 30.6 分
別紙 位置図参照
3. 設置期間 令和7年1月以降

同意書

上記について下記条件を付して同意します。

条件

- ・航行の妨げになることのないよう十分に注意すること。
- ・事故等が発生した際には、すみよう漁業集落の責任で対応すること。

令和 6 年 10 月 25 日

奄美市名瀬港町11番7号
名瀬漁業協同組合
代表理事組合長 満 林 春